

平成 28 年 1 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 アメイズ  
代表者名 代表取締役社長 穴見 保雄  
(コード番号 6076 福証)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 児玉 幸子  
(TEL 097-524-3301)

### 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 12 日開催の取締役会において、当社取締役（ただし、後記のとおり、一部の取締役を除きます。以下同じです。）に対し、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 28 年 2 月 25 日開催予定の第 90 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度導入の目的

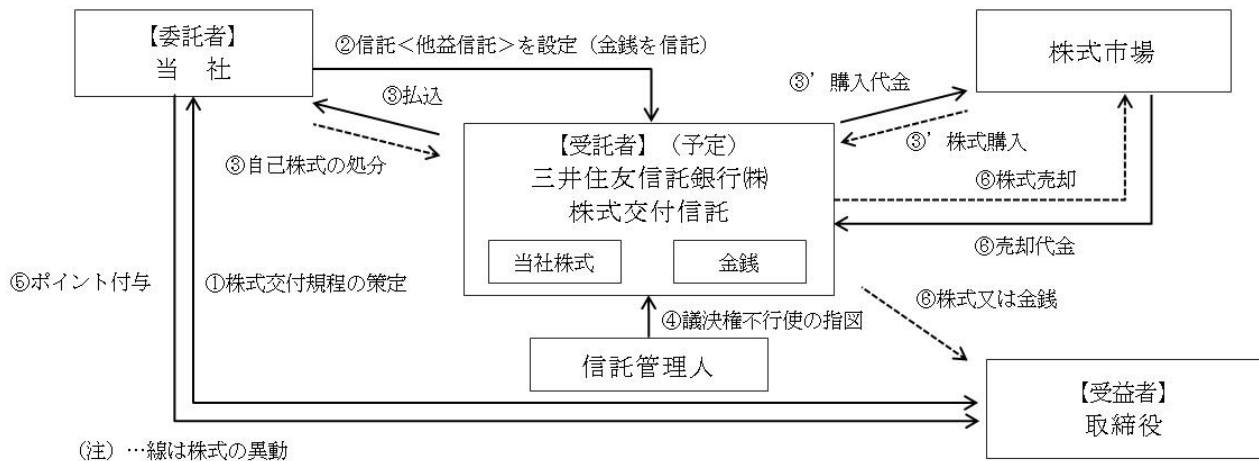
当社取締役会は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の上昇による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。なお、当社取締役に対する本制度の導入は、本株主総会において承認決議を得ることを条件とし、本制度の対象者には穴見保雄氏、穴見賢一氏及び児玉幸子氏は含めないこととします。

##### 2. 本制度の概要

###### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

## <本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、株式市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者としてします。）を定めます。  
本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を株式市場にて売却し、金銭を交付します。

## (2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、後記（7）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

## (3) 信託期間

信託期間は、平成 28 年 4 月中旬（予定）から平成 33 年 3 月末日（予定）までの約 5 年間とします。但し、後記（4）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

## (4) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限額

当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金 20 百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信

託した金銭を原資として、当社株式を株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を5年毎に延長し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金20百万円を上限として本信託に追加拋出し（但し、かかる追加拋出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式又は金銭がある場合には、追加拋出の上限額は、金20百万円から、かかる残存株式相当額及び残存金額を控除した額とします。）、後記（6）のポイント付与及び後記（7）の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のように本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

#### （5）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記（4）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は株式市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記（4）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

#### （6）各取締役に付与されるポイントの算定方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の毎年所定の時期に、直前に終了する事業年度における役位及び業績達成度等に応じてポイントを付与します。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1事業年度当たり4,000ポイントを上限とします。

#### （7）各取締役に對する当社株式の交付

本信託を通じて各取締役に交付される当社株式等の数の合計額は、各人に付与されたポイント1ポイント当たり1株として決定され、退任時に、本信託から、付与された累計ポイントに応じた数の当社株式等の交付が行われます。なお、当社株式について、株式分割、株式併合、株式無償割当て等、1ポイント当たりに交付する当社株式等の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

ただし、当社株式等の一定割合に相当する数の当社株式については、本信託内で換価したうえで、その時価相当額の金銭の交付が行われます。

#### （8）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考：本信託の概要)

- ① 名称：役員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社
- ④ 受益者：取締役のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成 28 年 4 月中旬（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 28 年 4 月中旬（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 28 年 4 月中旬（予定）～平成 33 年 3 月末日（予定）

以 上